

戸籍証明等交付請求書（個人・窓口用）

※窓口に来た人の本人確認をします。請求にあたっては裏面の注意事項をご確認ください。
※戸籍の広域交付は、大牟田市にある戸籍を請求する場合と取得の要件などが異なります。事前にお問い合わせください。
※太枠内を黒色ボールペンで記入してください。（消せるボールペンは不可）

（あて先） 大牟田市長 請求日 令和 年 月 日

① 窓口に来た人 (あなた自身)	住所			
	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日
	氏名	※窓口に来た人の署名または記名押印		

②どの戸籍について証明が必要ですか。 ※本籍地、筆頭者の氏名の記載は必須です。

本 籍	1. 本籍は①の住所と同じ 2. その他		
筆頭者の氏名 (戸籍の最初に書いてある人) 筆頭者が亡くなくても変わりません		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
A だれの証明が必要ですか		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

③証明が必要な人（②－A）とあなた（①窓口に来た人）との関係

私は【A本人・Aの（夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母・）】です。
代理人（委任した人： ） ※委任状を必要とする場合については、裏面の注意事項を確認してください。

④使用目的と必要な記載事項

●何に使用しますか ☐ パスポート ☐ 年金手続 ☐ 勤務先に提出 ☐ 試験・資格 ☐ 戸籍届出 ※市町村への戸籍届には添付は不要です。 ☐ その他 ☐ 説明済 ☐ 裁判所提出用 具体的に記載：	☐ 相続 被相続人（死亡した人）の氏名（ ） 1. 死亡の記載のあるもの 2. [出生・婚姻・]から死亡までの一連のもの 3. ()と()の 関係[夫婦・親子・兄弟姉妹・]がわかるもの 4. その他
--	---

⑤何が必要ですか 相続の場合、必要な戸籍が複数にわたることがあります。戸籍の広域交付については、裏面でご確認ください。

種 別	謄本 (全部事項証明)	抄本 (個人事項証明)	種 別	
戸籍事項証明 (戸籍謄本・抄本)	(広域) 通	通	身分証明書 ※本人からの委任状が必要	通
除籍事項証明 【現・旧】	(広域) 通	通	独身証明書 ※本人請求に限る	通
改製原戸籍 【平成・昭和】	(広域) 通	通	戸籍一部事項証明書	通
戸籍の附票 【現・改】	通	通	届出記載事項証明書	通
()から()までの住所			不在籍証明	通
			受理証明 (届) 年 月 日届出 ※届出人以外は委任状が必要	通

※附票は追加表示する項目を選んでください。

☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人 (海外居住者) ※選択されない場合は省略して交付します。

番 号	受付	発行	確認	審査

【本人確認】
免・マカ・パ・障・運経歴
健・資格確認書・年金・聴

<戸籍>電子証明書提供用 識別符号等通知書	
<除籍>電子証明書提供用 識別符号等通知書	

【交付請求にあたっての注意事項】

戸籍の広域交付は、抄本・附票・一部事項証明書・身分証明書・独身証明書・代理人による請求は対象外です。

1. 本人確認のための身分証明書について

窓口に来た人について、本人であることの確認ができる書類を提示してください。

※有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。

【1点で確認ができる書類】※戸籍の広域交付は1点で確認ができる書類に限る。

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）、パスポート、
国または地方公共団体の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書等

【2点以上で確認する書類】

健康保険証または資格確認書、国民年金手帳、各種年金証書等

2. 委任状を必要とする場合は以下のとおりです。

窓口に来た人 証明の種類	本人	本人と同じ戸籍に 記載されている人	同じ戸籍に記載されて いる人の配偶者 ・直系親族	その他の人
戸籍謄本・抄本・除籍・ 附票・改製原戸籍・ 一部事項証明書	不要	不要	不要	必要
身分証明書	不要	本人からの委任状が必要		

※独身証明書は委任状を認めません。（本人のみ請求できます。）

※受理証明書は、届出人以外は委任状が必要です。

※正当な理由が認められる場合、委任状が不要なことがあります。

（例）疎明資料により相続人であることが確認できる場合等

※直系親族の「直系」とは、自分の父母や祖父母、子や孫のように、世代の縦のつながりを指します。

3. 相続手続等で戸籍を請求される方へ

※必要な戸籍が複数にわたる場合がありますので、提出先に必要な戸籍の範囲を確認し請求してください。

4. その他

※第三者が請求する場合は、運転免許証等の本人確認書類、具体的に請求の必要性がわかる書類（疎明資料）を添えてください。

※権限確認書面のうち、官庁又は公署の作成したものは、その作成後3か月以内のものに限ります。

※請求書に記載された内容から、請求の理由が明らかでない場合には、疎明資料の提出を求めることがあります。

※偽りその他不正の手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。

＜根拠法令等：戸籍法・戸籍法施行規則・住民基本台帳法＞

◎ご不明な点がございましたら、大牟田市役所市民課にお問い合わせください。

電話番号 0944-41-2602(直通)